

事 業 者 各 位

敦賀市福祉保健部地域福祉課長

障がいのある方に対する合理的配慮への協力依頼について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市の福祉の増進につきまして多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、令和3年4月から「敦賀市手話言語条例」及び「敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例」を施行しており、これらの条例では、市内の事業者に対して、下記の事項を努力義務として規定しております。

また、令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者においても合理的配慮が法定義務化されます。

つきましては、これらの趣旨を御理解の上、障がいのある方に対する合理的配慮の提供について御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本市では、話し言葉でのコミュニケーションが困難な方がスムーズに意思を伝えることができるよう「コミュニケーションボード」(裏面に見本あり)を作成し、市ホームページにて公開しております。合理的配慮の方法として、ぜひ御活用ください。

記

市条例における努力義務

- ①ろう者が利用しやすいサービスへの心掛け
- ②ろう者が働きやすい環境の整備のため、意思疎通に対して必要な措置を講ずること
- ③障がいのある方の障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるように合理的配慮を行うこと

※ 合理的配慮とは・・・社会の中にあるバリアを取り除くために、負担が重すぎない範囲で対応に努めること。(段差の解消や筆談での意思疎通等)

【問合せ先】

敦賀市福祉保健部地域福祉課
障がい福祉推進係 橋本、谷口
電話 22-8176

《指さしでお示ください》

くちもと み
口元が見えないので
ひつだん ねが
筆談お願いします



スマートフォンに
にゅうりょく
入力してください



おお こえ
大きな声で
ゆっくり
はな
話してください



もういちど
せつめい
説明してください

じゅんばん き
順番が来たら
よ
呼んでください

1	6
2	7
3	8
4	9
5	0
はい	いいえ

 敦賀市

《指さしでお示ください》

くちもと み
口元が見えないので
ひつだん ねが
筆談お願いします



スマートフォンに
にゅうりょく
入力してください



おお こえ
大きな声で
ゆっくり
はな
話してください



あたた
温めてください



おしぼりをください



ゆうりょう ぶくろ が
有料レジ袋を買います



レジ袋
いりません



わ
割りばしをください



1	6
2	7
3	8
4	9
5	0
はい	いいえ

 敦賀市